令和5年度集団指導

介護報酬編（居宅系サービス）

川口市　福祉部　福祉監査課
指導第2係

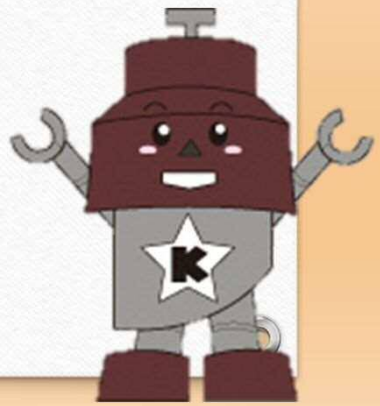

川口市のマスコット「きゅぽらん」

対象サービス

- 【居宅介護支援】
- 【居宅サービス（介護予防含む）】

  短期入所生活（療養）介護、特定施設入居者生活介護を除く全サービス
- 【地域密着型サービス】

  定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護

  地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護

この動画では、「訪問介護」「通所介護」「居宅介護支援」など、
居宅系サービスについて説明いたします。

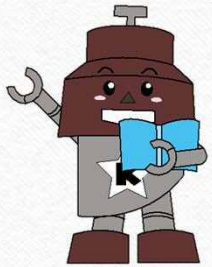

川口市のマスコット「きゅぽらん」

この動画の流れ

- 【訪問介護】《 2:10～ 》
- 【（介護予防）訪問入浴介護】《 13:40～ 》
- 【（介護予防）訪問看護】《 15:00～ 》
- 【通所介護・地域密着型通所介護】《 21:30～ 》
- 【（介護予防）通所リハビリテーション】《 38:00～ 》
- 【（介護予防）福祉用具貸与】《 41:00～ 》
- 【定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護】《 41:50～ 》
- 【居宅介護支援】《 43:10～ 》
- 【終わりに】《 55:00～ 》

《 2:00～ 》は、
サービスごとの動画開始予定時間です。

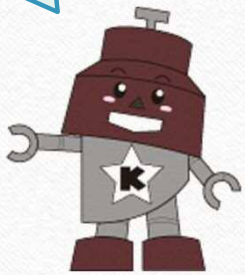

川口市のマスコット「きゅぽらん」

訪問介護

訪問介護

【過去の指導事項】

- 早朝・夜間、深夜の訪問介護の取扱い
- 特定事業所加算
- 同一建物減算
- 緊急時訪問介護加算
- 初回加算

問題です！

【○×問題】 早朝・夜間、深夜の訪問介護の取扱い

A利用者について、ケアプラン上、夕食時の食事介助を17時50分から30分間としています。

サービス提供時間が夜間（18時から22時までの時間）の時間帯にかかるため、加算を算定できる。

？　？　？　？　？

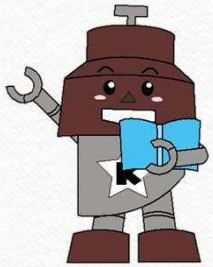

川口市のマスコット「きゅぽらん」

正解は･･･

×

居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、訪問介護のサービス開始時刻が加算の対象となる時間帯にある場合に、当該加算を算定できます。

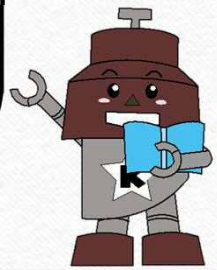

川口市のマスコット「きゅぽらん」

訪問介護

「早朝」とは・・・6：00～8：00までの時間

「夜間」とは・・・18：00～22：00までの時間

「深夜」とは・・・22：00～6：00までの時間

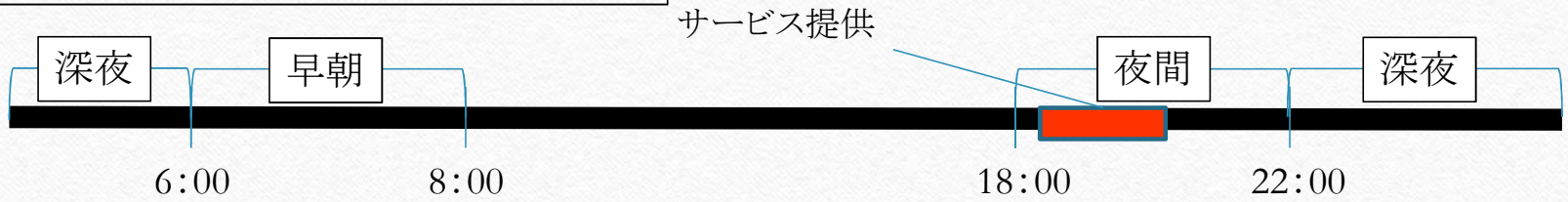

居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、訪問介護の**サービス開始時刻が加算の対象となる時間帯にある場合**に、当該加算を算定できます。

※　利用時間が長時間にわたる場合に、加算の対象となる時間帯におけるサービス提供時間が全体のサービス提供時間に占める割合がごくわずかな場合においては、当該加算は算定できません。

特定事業所加算

【問題点】

① 一部の訪問介護員等にのみ研修計画を作成している。
研修計画の内容が全員同じである。

② 会議をおおむね1月に1回以上開催していない。また、会議の記録がない。
サービス提供責任者が主宰していない（主宰したことがわからない）。
会議に参加していない訪問介護員等がいる。

③ サービス提供責任者が訪問介護員等に対して行う指示が口頭伝達で行われている。
指示について、利用者の状況に変化があった場合のみ伝達している。

④ サービス提供終了後、訪問介護員等によるサービス提供責任者への文書等による報告がない。

⑤ 健康診断を実施していない訪問介護員等がいる。

特定事業所加算

特定事業所加算の算定要件

1．体制要件
- ⑴ 計画的な研修の実施
- ⑵ 会議の定期的開催
- ⑶ 文書等による指示及びサービス提供後の報告
- ⑷ 定期健康診断の実施
- ⑸ 緊急時における対応方法の明示

2．人材要件
- ⑴ 訪問介護員等要件
- ⑵ サービス提供責任者要件
- ⑶ 勤続年数要件

3．重度要介護者等対応要件

4．割合の計算方法

1．体制要件

⑴　計画的な研修の実施

事業所の全ての訪問介護員等（加算（Ⅱ）については、サービス提供責任者）に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。

事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、訪問介護員等又はサービス提供責任者について**個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等**を定めた計画を策定しなければならない。

計画の策定については、**従業者ごとに**策定する必要があります。

ただし、職責、経験年数、勤続年数、所有資格及び本人の意向等に応じ、職員をグループ分けして作成することは差し支えありません。

1．体制要件

⑵　会議の定期的開催

利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的（**おおむね1月に1回以上**）に開催すること。

サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、事業所において**サービス提供に当たる訪問介護員等のすべてが参加**するものでなければならない。

また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。

会議をおおむね1月に1回以上実施していない、サービス提供責任者が主宰していない、すべての従業者が会議に参加していない等の事例が見受けられますので注意してください。

1．体制要件

⑶　文書等による指示及びサービス提供後の報告

サービスの提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を**文書等の確実な方法**により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告**（文書（電磁的記録可能）にて記録の保管が必要）**を受けること。

少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。（エを除く事項については、変更があった場合に記載することで足りる。）

ア　利用者のADLや意欲

イ　利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望

ウ　家族を含む環境

エ　<u>前回のサービス提供時の状況</u>

オ　その他サービス提供に当たって必要な事項

1．体制要件

⑷　定期健康診断の実施

全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施すること。

労働安全衛生法により定期的に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等も含めた、すべての訪問介護員等に対して、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の負担により実施しなければならない。

なお、本人都合で受診しない場合については、他の医師による健康診断を受診し、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、健康診断の項目を省略できるほか、費用については本人負担としても差し支えない。

登録ヘルパー、派遣職員等すべての従業者に対して、実施する必要があります。

1．体制要件

⑸　緊急時における対応方法の明示

運営規程に規定する「緊急時等における対応方法」が利用者に明示されていること。

当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとする。

なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものとする。

運営規程に規定されていることをもって、利用者への明示とはなりません。

上記について記載した文書を利用者に交付した上で、説明を行ってください。

同一建物減算

【問題点】

事業所に併設のサービス付き高齢者向け住宅に居住する利用者について、減算を行っていない。

【指導内容】

事業所と同一若しくは隣接する建物内に居住する利用者に対して訪問介護を行った場合は、1回につき所定の100分の90に相当する単位数を算定してください。

施設に併設された事業所は、特に注意してください。

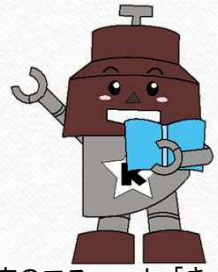

川口市のマスコット「きゅぽらん」

緊急時訪問介護加算

【問題点】

居宅サービス計画において計画的に訪問することになっていない訪問介護を緊急に行った際の記録がない。

【指導内容】

居宅サービス計画に位置付けられていない訪問介護の提供にあたっては、利用者又はその家族等から要請のあった時間や経緯、居宅介護支援事業所の介護支援専門員との連携等を記録してください。

原則「事前に」ケアマネジャーと連携を図り、「ケアマネジャーが緊急での訪問が必要と判断」した場合に加算されるものになります。

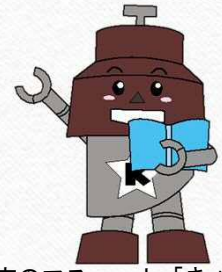

川口市のマスコット「きゅぽらん」

訪問介護

緊急時訪問介護加算

・ 居宅サービス計画に位置付けられていない訪問介護（身体介護が中心のものに限る。）を、利用者又はその家族等から要請を受け24時間以内に行った場合に算定できる。

・ サービス提供責任者が、事前に居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携を図り、当該介護支援専門員が、利用者又はその家族等から要請された日時又は時間帯に身体介護中心型の訪問介護を提供する必要があると判断した場合に算定するものである。（やむを得ない事由により、介護支援専門員と事前に連携が取れない場合には、事後に介護支援専門員が必要であったと判断した場合は、算定可能。）

・ 加算の対象となるサービスの提供を行った場合は、**要請のあった時間、要請の内容、当該サービスの提供時刻及び緊急時訪問介護加算の算定対象である旨等**を記録するものとする。

初回加算

【問題点】

① 訪問介護計画を作成していない。

② サービス提供責任者が、初回又は初回の訪問介護を行った日の属する月に訪問介護を行っておらず、かつ他の訪問介護員に同行していない。

【指導内容】

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回又は初回の訪問介護を行った日の属する月に訪問介護を行った場合又は他の訪問介護員に同行した場合に当該加算を算定してください。また、同行した場合はその記録を残してください。

サービス提供責任者が訪問・同行したことがわかるように記録を残してください。

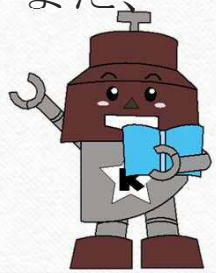

川口市のマスコット「きゅぽらん」

（介護予防）
訪問入浴介護

（介護予防）訪問入浴

【過去の指導事項】

- サービス提供体制強化加算

問題です！

【選択問題】 サービス提供体制強化加算

当該加算は定められた人材要件を満たした上で、研修・会議・健康診断等の体制要件を満たした場合に算定できます。

これらの要件の対象となる従業者は以下のうちどれでしょう。

A　事業所が直接雇用している訪問入浴サービスを提供する常勤職員のみ

B　事業所が直接雇用している訪問入浴サービスを提供する常勤職員・非常勤（パート）職員のみ

C　派遣職員等を含む事業所の訪問入浴サービスに係る全ての職員

？　？　？　？　？

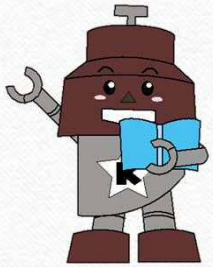

川口市のマスコット「きゅぽらん」

正解は･･･

C

訪問入浴介護事業所の全ての訪問入浴介護従業者が対象になります。

常勤・非常勤の別、直接雇用・派遣会社等は関係ありませんので注意してください。

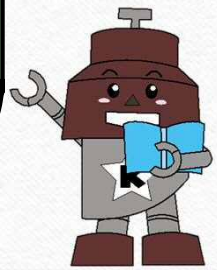

川口市のマスコット「きゅぽらん」

（介護予防）
訪問看護

（介護予防）訪問看護

【過去の指導事項】

- 早朝・夜間、深夜の訪問看護の取扱い及び緊急時訪問看護加算
- 複数名訪問加算
- 長時間訪問看護加算
- ターミナルケア加算
- 初回加算
- 看護体制強化加算
- サービス提供体制強化加算

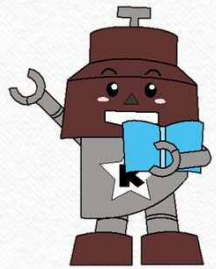

川口市のマスコット「きゅぽらん」

問題です！

【考える問題】早朝・夜間、深夜の訪問看護の取扱い及び緊急時訪問看護加算

提供時間帯	サービス内容	サービス事業者事業所名		月間サービス計画及び実績の記録																																	
			日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計
			曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
9:00 ～ 9:40	訪看Ｉ３	○○訪問看護ステーション	予定	1			1				1			1				1			1				1			1				1			9
			実績	1			1				1			1				1			1				1			1				1			9
6:00 ～ 6:15	訪看Ｉ１・夜	○○訪問看護ステーション	予定																																0
			実績					1															1												2
～	緊急時訪問看護加算	○○訪問看護ステーション	予定	1																															1
			実績	1																															1

利用者Bについて、居宅サービス計画上、毎週、水曜日及び日曜日の9時～9時40分に訪問看護を提供する予定となっています。
加えて、当該月においては、5日及び20日の6時～6時15分に計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行いました。
上記の表（サービス利用票）において、早朝・夜間、深夜の訪問看護の取扱い及び緊急時訪問看護加算を算定する上で、誤っている部分はどこでしょう。

？　？　？　？　？

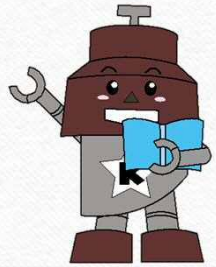

川口市のマスコット「きゅぽらん」

正解は･･･

提供時間帯	サービス内容	サービス事業者 事業者 事業所名		月間サービス計画及び実績の記録																															合計
			日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
			曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
9:00 ～	訪看Ｉ３	○○訪問看護ステーション	予定	1			1				1			1				1			1				1			1				1			9
9:40			実績	1			1				1			1				1			1				1			1				1			9
6:00 ～	訪看Ｉ１・夜	○○訪問看護ステーション	予定																																0
6:15			実績					1															1												2
～	緊急時訪問看護加算	○○訪問看護ステーション	予定	1																															1
			実績	1																															1
～			予定																																

当月１回目の緊急時訪問を行った場合は、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算は算定できません。

なお、１月以内の２回目以降の緊急時訪問を行った際には、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定できます。

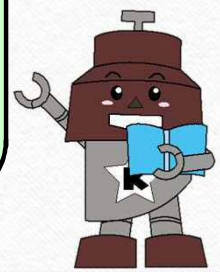

川口市のマスコット「きゅぽらん」

複数名訪問加算

【問題点】

利用者又はその家族等から同意を得ていない。

【指導内容】

次の理由により複数名で指定訪問看護を行う場合は利用者又はその家族等の同意が必要です。

① 利用者の身体的理由により1人の看護職員等による訪問看護が困難と認められる場合

② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

③ その他利用者の状況等から判断して①又は②に準ずると認められる場合

複数名で訪問する理由と、利用者又はその家族が、複数名での訪問に同意したことの両方が必要になりますので注意してください。

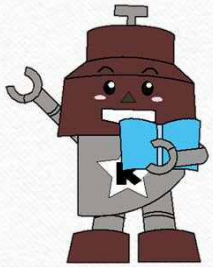

川口市のマスコット「きゅぽらん」

長時間訪問看護加算

【問題点】

居宅サービス計画に位置付けられていない。

【指導内容】

長時間訪問看護加算を算定する場合は、居宅サービス計画上に1時間30分以上の訪問を位置付けてください。

ケアプランに位置付けられていることが条件になります。
ケアマネジャーと連携を図り、ケアプランに位置付けるのを忘れないようにしてください。

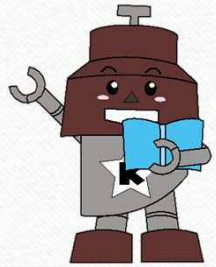

川口市のマスコット「きゅぽらん」

ターミナルケア加算

【問題点】

利用者又はその家族等から同意を得ていない。

【指導内容】

主治の医師との連携の下にターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てください。

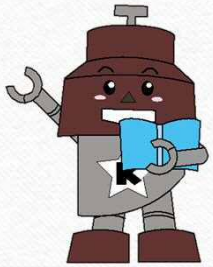

川口市のマスコット「きゅぽらん」

初回加算

【問題点】

初回の訪問看護を提供した後に、訪問看護計画を作成している。

【指導内容】

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、初回の訪問看護を提供した場合に算定してください。

初回の訪問看護提供時に、訪問看護計画が作成されていなかった事例がありました。

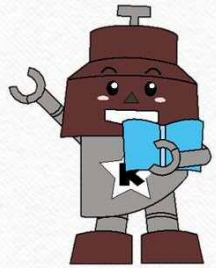

川口市のマスコット「きゅぽらん」

看護体制強化加算

【問題点】

算定要件の割合及び人数の記録がない。

【指導内容】

算定要件の割合及び人数について、台帳等により毎月記録してください。なお、所定の基準を下回った場合は介護保険課に届け出てください。

必ず、「毎月」、記録を残してください。

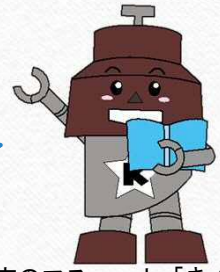

川口市のマスコット「きゅぽらん」

サービス提供体制強化加算①

【問題点】

管理者兼看護職員に対して研修計画を作成していない。

【指導内容】

全ての看護師等に個別具体的な研修計画（目標、内容、研修期間、実施時期等）を作成してください。

看護職員等を兼務している法人代表、役員、管理者についても忘れずに作成してください。

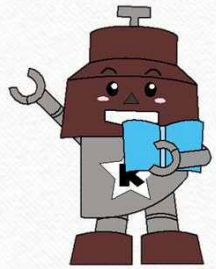

川口市のマスコット「きゅぽらん」

サービス提供体制強化加算②

【問題点】

会議をおおむね１月に１回以上開催していない。

また、会議の記録がない。

【指導内容】

利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を**おおむね1月に1回以上開催**してください。また、その概要について記録してください。

会議の記録が残っていない事例が散見されましたので注意してください。

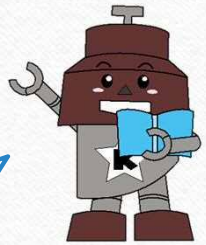

川口市のマスコット「きゅぽらん」

サービス提供体制強化加算③

【問題点】

利用者に対する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達を目的とした会議を開催しているが、「前回のサービス提供時の状況」が記載されていない。

【指導内容】

少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載してください。

ア　利用者のＡＤＬや意欲

イ　利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望

ウ　家族を含む環境

エ　前回のサービス提供時の状況

オ　その他サービス提供に当たって必要な事項

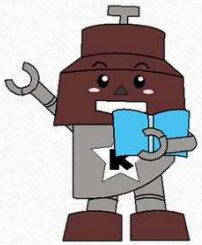

川口市のマスコット「きゅぽらん」

サービス提供体制強化加算④⑤

【問題点】

④　健康診断を受診していない看護師がいる。

⑤　勤続３年以上の看護師等の割合を算出していない。

【指導内容】

④　全ての看護師等に、健康診断を少なくとも１年以内ごとに１回、事業主の負担により実施してください。

⑤　勤続３年以上の看護師等の割合を、常勤換算方法により前年度（３月を除く）の平均で算出し、記録してください。

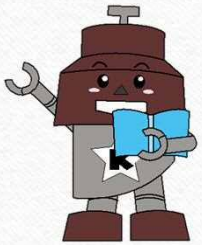

川口市のマスコット「きゅぽらん」

通所介護・
地域密着型通所介護

通所介護・　地域密着型通所介護

【過去の指導事項】

- 所要時間による区分の取扱い
- 2時間以上3時間未満の通所介護
- 入浴介助加算
- 中重度者ケア体制加算
- 個別機能訓練加算
- 口腔機能向上加算
- 送迎を行わない場合
- サービス提供体制強化加算

所要時間による区分の取扱い①

【問題点】

実際のサービス提供時間が、通所介護計画に位置付けられた時間と恒常的に異なっているにもかかわらず、計画上の時間で算定している。

【指導内容】

利用者の心身の状況及び利用者の希望等により、通所介護計画に沿ったサービスを提供できない場合は、担当の介護支援専門員等と協議し、通所介護計画を見直してください。

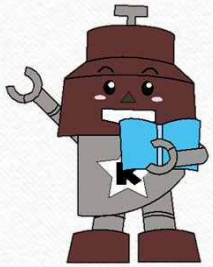

川口市のマスコット「きゅぽらん」

所要時間による区分の取扱い②

【問題点】

住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に併設の事業所において、サービス提供途中に中抜けし、自室にて休憩している。

【指導内容】

サービス提供時間中に自室に戻っている利用者については、サービスを中断した時点でサービス終了となりますので、その時点までの介護報酬を算定してください（やむを得ない理由が認められる場合を除きます）。

中抜け後に戻ってきても、サービス再開とはなりませんので注意してください。

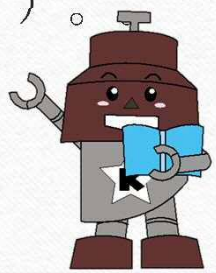

川口市のマスコット「きゅぽらん」

所要時間による区分の取扱い③（人員基準欠如）

【問題点】

看護職員及び介護職員の配置数が、人員基準上必要とされる員数を２割以上不足している。

【指導内容】

人員基準を満たすよう看護職員及び介護職員を速やかに配置してください。

1割を超えて人員が減少していた場合は翌月から、1割の範囲内で減少した場合は翌々月から減少が解消された月まで減算になります。

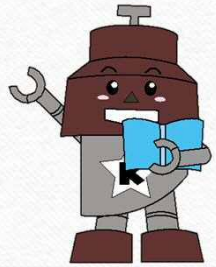

川口市のマスコット「きゅぽらん」

通所介護・地域密着型通所介護

人員基準欠如の具体的取扱方針

① 人員基準上必要とされている員数から1割を超えて減少した場合にはその翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算する。

（看護職員の算定式）	（介護職員の算定式）
$\dfrac{\text{サービス提供日に配置された延べ人数}}{\text{サービス提供日数}} < 0.9$	$\dfrac{\text{当該月に配置された職員の勤務延時間数}}{\text{当該月に配置すべき職員の勤務延時間数}} < 0.9$

② 1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される。（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。

（看護職員の算定式）	（介護職員の算定式）
$0.9 \leqq \dfrac{\text{サービス提供日に配置された延べ人数}}{\text{サービス提供日数}} < 1.0$	$0.9 \leqq \dfrac{\text{当該月に配置された職員の勤務延時間数}}{\text{当該月に配置すべき職員の勤務延時間数}} < 1.0$

2時間以上3時間未満の通所介護

【問題点】

2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合の算定をしているが、利用者側のやむを得ない事情を把握していない。

【指導内容】

心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難であることが確認できる記録を残してください。

事情を把握するだけでなく、把握した事情を記録することを忘れないでください。

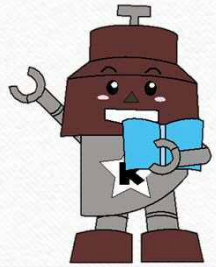

川口市のマスコット「きゅぽらん」

入浴介助加算

【問題点】

入浴介助加算（Ⅰ）

入浴の記録がない（入浴していない）者に加算を算定している。

【指導内容】

入浴介助を行った場合に算定してください。

事務手続き上のミスの他、入浴記録の不備等で誤った算定をしていた事例もありました。
入浴したかどうか確認した上で算定するよう注意してください。

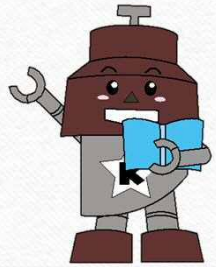

川口市のマスコット「きゅぽらん」

中重度者ケア体制加算①

【問題点】

看護職員又は介護職員の員数について、算定基準を満たしていることが確認できない。

【指導内容】

人員基準の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で２以上確保していることが分かる計算書を作成し、保管してください。

基準を満たしているだけでは不十分です。
必ず、計算した記録を残すようにしてください。

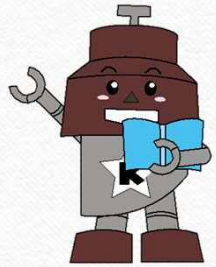

川口市のマスコット「きゅぽらん」

中重度者ケア体制加算②

【問題点】

中重度者の割合について、毎月、計算していない。

【指導内容】

前年度の利用者総数のうち、要介護状態区分が要介護３、４、５である者の占める割合が１００分の３０以上であることが分かる計算書を作成し、保管してください。

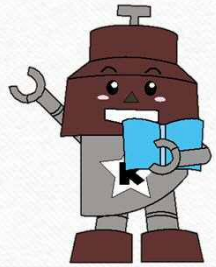

川口市のマスコット「きゅぽらん」

個別機能訓練加算

【問題点】

個別機能訓練加算（Ⅰ）イ・ロ

① 専従の機能訓練指導員が不在の日に算定している。

② 個別機能訓練計画を機能訓練指導員のみで作成している。

③ ３月ごとに１回以上、利用者の居宅を訪問していない。

④ 個別機能訓練の記録に、「個別機能訓練の目標・目標をふまえた訓練項目・訓練実施時間・個別機能訓練実施者等」がない。

運営指導では、上記の指導が多く見受けられました。
個別機能訓練加算については、次のスライドで説明します。

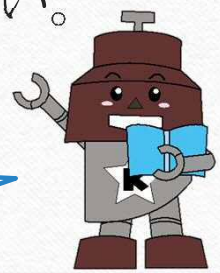

川口市のマスコット「きゅぽらん」

個別機能訓練加算

個別機能訓練加算は・・・

専ら機能訓練を実施する理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師）を配置し、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに心身の状態や居宅の環境をふまえた個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき計画的に機能訓練を行うことで、利用者の生活機能（身体機能を含む。）の維持・向上を図り、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目指すため設けられたもの。

つまり、①適切な人員配置をした上で、②加算の設置の趣旨をふまえた個別機能訓練計画の作成及び③個別機能訓練を実施する必要があります。

通所介護・地域密着型通所介護

① 人員配置

個別機能訓練加算（Ⅰ）イ

専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置していること。

個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ

個別機能訓練加算（Ⅰ）イの規定により配置された理学療法士等に加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置していること。

1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接訓練を受けた利用者のみが加算の算定対象となります。

ただし、この場合、加算を算定できる人員体制を確保している曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要があります。

通所介護・地域密着型通所介護

② 個別機能訓練目標の設定・個別機能訓練計画の作成

ア 利用者の社会参加状況やニーズ・日常生活や社会生活等における役割の把握、心身の状況の確認

㈠ 利用者の日常生活や社会生活等について、現在行っていることや今後行いたいことを把握。（別紙様式3－1「興味・関心チェックシート」活用）

㈡ 利用者の居宅での生活状況（ADL、IADL等）を居宅訪問の上で確認。（別紙様式3－2「生活機能チェックシート」活用）

㈢ 必要に応じて医師又は歯科医師から、これまでの利用者に対する病名、治療経過、合併疾患、個別機能訓練実施上の留意事項についての情報を得る。

㈣ 介護支援専門員から、居宅サービス計画に記載された利用者本人や家族の意向、総合的な支援方針、解決すべき課題、長期目標、短期目標、サービス内容などについて情報を得る。

※別紙様式については、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び航空管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例について（令和3年3月16日老認発0316第3号ほか）（介護保険最新情報Vol.936）」を参照ください。

通所介護・地域密着型通所介護

② 個別機能訓練目標の設定・個別機能訓練計画の作成

イ 多職種協働での個別機能訓練計画の作成

アで把握した利用者のニーズ・日常生活や社会生活等における役割及び心身の状況に応じ、個別機能訓練指導員等が多職種協働で個別機能訓練計画を作成する。（別紙様式3－3を参考に作成）

※ 特に、多職種協働で作成したことがわからない事例が多く見受けられます。
　様式の改定により、様式に沿って作成しただけでは、多職種で作成したことがわかりません。
　話し合いを行った場合は議事録等を作成するなど、共同で作成したことがわかるよう記録を残してください。

（改訂前様式）

作成日：平成　年　月　日	前回作成日：平成　年　月　日	計画作成者：					
ふりがな	性別	大正 / 昭和	介護認定	管理者	看護	介護	機能訓練	相談員
氏名		年　月　日生（					
本人の希望	家族の希望	障害老人の日常生活自立度					
		認知症老人の日常生活自立度					
病名、合併症（心疾患、腎臓疾患等）	生活課題	在宅環境（生活課題に関連する在宅環境課題）					
運動時のリスク（血圧、不整脈、呼吸等）							

（改訂後様式）

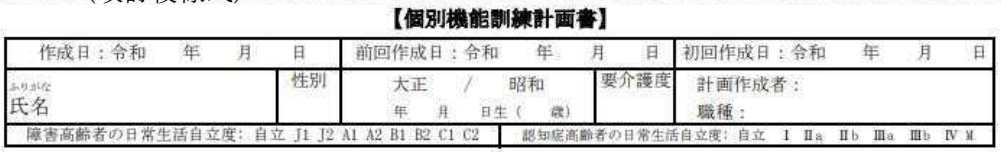

【個別機能訓練計画書】

作成日：令和　年　月　日	前回作成日：令和　年　月　日	初回作成日：令和　年　月　日
ふりがな 氏名 / 性別	大正 / 昭和 年　月　日生（　歳） / 要介護度	計画作成者： 職種：
障害高齢者の日常生活自立度：自立 J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2	認知症高齢者の日常生活自立度：自立 Ⅰ Ⅱa Ⅱb Ⅲa Ⅲb Ⅳ M	

通所介護・地域密着型通所介護

② 個別機能訓練目標の設定・個別機能訓練計画の作成

ウ 利用者又はその家族への説明と同意

利用者又はその家族に対し、機能訓練指導員等が個別機能訓練の内容について分かりやすく説明を行い、同意を得ること。またその際、個別機能訓練計画を交付（電磁的記録の提供を含む）すること。

エ 介護支援専門員への報告

介護支援専門員に対し、個別機能訓練計画を交付（電磁的記録の提供を含む）の上、利用者又はその家族への説明を行い、内容に同意を得た旨報告すること。

通所介護・地域密着型通所介護

③　個別機能訓練の実施

ア　個別機能訓練の実施体制

・　類似の目標を持ち、同様の訓練項目を選択した5人程度以下の小集団（個別対応含む）に対して機能訓練指導員が直接行うこととし、必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練とすること。

・　個別機能訓練の目標を具体的な生活上の行為の達成としている場合、事業所内であれば実践的訓練に必要な浴室設備、調理設備・備品等を備えること、事業所外であれば、利用者の居宅や近隣の施設等に赴くこと等により、事業所内外の実地的な環境下で訓練を行うことが望ましい。

イ　訓練時間

個別機能訓練計画に定めた訓練項目の実施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮した適切な訓練時間を設定すること。

ウ　訓練実施回数

個別機能訓練の目的を達成するためには、生活機能の維持・向上を図る観点から、計画的・継続的に個別機能訓練を実施する必要があり、概ね週1回以上実施することを目安とする。

通所介護・地域密着型通所介護

④　個別機能訓練実施後の対応

1. 個別機能訓練の目的に照らし、個別機能訓練項目や訓練実施時間が適切であったか、個別機能訓練の効果（例えば当該利用者のADL及びIADLの改善状況）が現れているか等について、評価を行う。
2. 3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）を確認する。また、利用者又はその家族に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明し、記録する。
3. 概ね3月ごとに1回以上、個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について、当該利用者を担当する介護支援専門員等にも適宜報告・相談し、利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者に対する個別機能訓練の効果等をふまえた個別機能訓練の目標の見直しや訓練項目の変更を行う。

特に3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問したことがわからない事例が多く見受けられます。
居宅を訪問した場合は、必ず記録を残すよう心掛けてください。

問題です！

【選択問題】口腔機能向上加算

次の算定要件のうち下線部が正しいものはどれでしょう。

A) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

B) 算定できる利用者の該当要件の一つは、「認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔、薬の内服の4項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者」であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者である。

C) 利用開始時に、アセスメントを行い、言語聴覚士が口腔機能改善管理指導計画を作成すること。

D) 口腔機能向上サービスの開始からおおむね月1回、利用者の口腔機能の評価をすること。

？　？　？　？　？

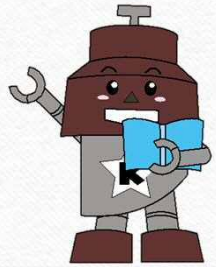

川口市のマスコット「きゅぽらん」

正解は・・・

A

B) 「認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者」であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者。

C) 利用開始時に、アセスメントを行い、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して口腔機能改善管理指導計画を作成すること。

D) 口腔機能向上サービスの開始からおおむね3月ごとに利用者の口腔機能の評価をすること。

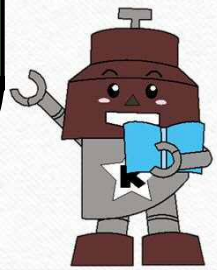

川口市のマスコット「きゅぽらん」

口腔機能向上加算①

【問題点】

口腔機能改善管理指導計画を歯科衛生士のみで作成している。

【指導内容】

口腔機能改善管理指導計画は、多職種が共同して作成してください。

利用開始時に、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関するアセスメントを行い、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して取り組むべき項目等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成してください。

共同して作成したことが記録としてわからない事例が多いため注意してください。

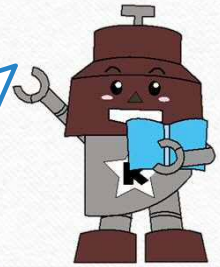

川口市のマスコット「きゅぽらん」

口腔機能向上加算②

【問題点】

加算を算定できる利用者かどうかわからない。

【指導内容】

加算を算定できる利用者について、「口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる理由」を確認し、記録してください。

●加算を算定できる利用者は以下のとおりです。

① 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者

② 基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)の3項目のうち、2項目以上が「1」に該当する者

③ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者

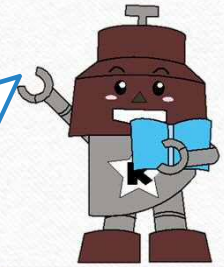

川口市のマスコット「きゅぽらん」

口腔機能向上加算③

【問題点】

口腔機能の状態を検討・評価していたが、その結果について情報提供をしていない。

【指導内容】

利用者の口腔機能に応じて、定期的に生活機能の状況を検討し、おおむね３月ごとに口腔機能の状態の評価を行い、その結果について、担当する介護支援専門員や主治医、主治の歯科医に対して情報提供した記録を残してください。

３月ごとに口腔機能の状態の評価を行った記録、その結果について、誰に情報提供したかをわかるように記録に残すことを忘れないでください。

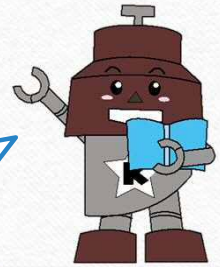

川口市のマスコット「きゅぽらん」

送迎を行わない場合

【問題点】

送迎を行っていなかった者について減算していない。

【指導内容】

事業者が送迎を行わない場合は送迎減算を行ってください。

運行記録簿等の送迎記録と請求の実績が合わないことがあります。送迎実績を正確に記録してください。

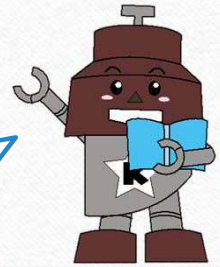

川口市のマスコット「きゅぽらん」

サービス提供体制強化加算

【問題点】

加算要件である職員の割合を数年間計算していない。

【指導内容】

常勤換算方法により算出した前年度（３月を除く）の職員の割合を毎年計算し、保管してください。

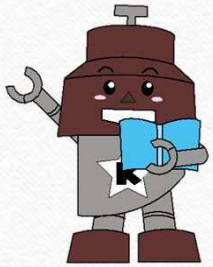

川口市のマスコット「きゅぽらん」

（介護予防）
通所リハビリテーション

（介護予防）通所リハビリテーション

【過去の指導事項】

- 1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションで理学療法士等を2名以上配置している場合
- 入浴介助加算（Ⅱ）
- リハビリテーションマネジメント加算
- 口腔機能向上加算
- 運動器機能向上加算

（介護予防）通所リハビリテーション

１時間以上２時間未満の通所リハビリテーションで理学療法士等を２名以上配置している場合

【問題点】

常勤専従の理学療法士等を配置していない。

【指導内容】

居宅サービス基準に規定する配置基準を超えて、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を専従かつ常勤で２名以上配置してください。

この加算を算定する場合、常勤専従の理学療法士等を配置する必要があります。

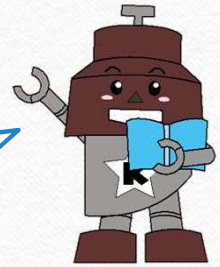

川口市のマスコット「きゅぽらん」

入浴介助加算

【問題点】

入浴介助加算Ⅱについて、個別の入浴計画の作成が遅れている。

【指導内容】

入浴介助を行う際は、入浴計画に基づいて行ってください。

入浴計画は理学療法士等が医師との連携の下で、利用者の心身の状況、訪問により把握した居宅の浴室の環境等を踏まえて作成してください。

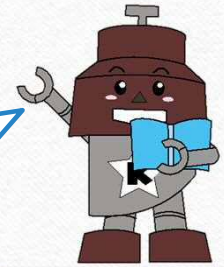

川口市のマスコット「きゅぽらん」

リハビリテーションマネジメント加算

【問題点】

通所リハビリテーション計画が多職種協働により作成されていない。

【指導内容】

通所リハビリテーション計画は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が協働して作成してください。

多職種が協働して作成した計画であることがわからない事例が多かったので注意してください。

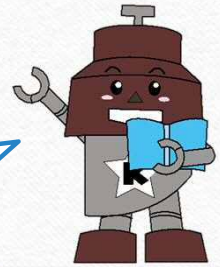

川口市のマスコット「きゅぽらん」

口腔機能向上加算

【問題点】

口腔機能改善管理指導計画が歯科衛生士により作成されている。

【指導内容】

口腔機能改善管理指導計画は、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して作成してください。

多職種が共同して作成した計画であることがわからない事例が多かったので注意してください。

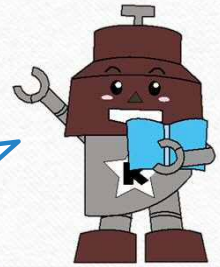

川口市のマスコット「きゅぽらん」

問題です！

【穴埋め問題】運動器機能向上加算

　運動器機能向上サービスは、理学療法士等が、暫定的に、利用者ごとのニーズを実現するためのおおむね___ヶ月程度で達成可能な長期目標及び長期目標を達成するためのおおむね___ヶ月程度で達成可能な短期目標を設定すること。

？　？　？　？　？

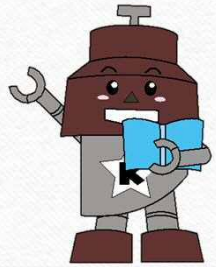

川口市のマスコット「きゅぽらん」

正解は･･･

おおむね3月程度で達成可能な長期目標とおおむね1月程度で達成可能な短期目標を設定すること。

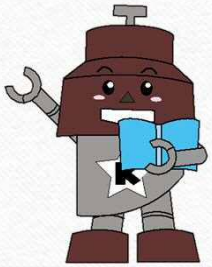

川口市のマスコット「きゅぽらん」

（介護予防）
福祉用具貸与

（介護予防）福祉用具貸与

【過去の指導事項】

- 要介護1の者等に係る福祉用具貸与費

要介護1の者等に係る福祉用具貸与費

【問題点】

要介護１で対象外種目に係る福祉用具貸与について算定しているが、認定調査票の写しがない。

【指導内容】

要介護１等の軽度者に係る福祉用具の貸与については、居宅介護支援事業者から認定調査票の写しを入手し、サービス記録と併せて保存してください。

ケアマネジャーと連携し、必ずコピーを入手してください。

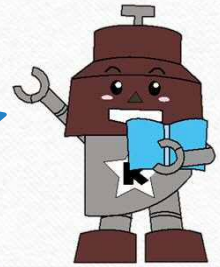

川口市のマスコット「きゅぽらん」

定期巡回・随時対応型訪問介護看護
夜間対応型訪問介護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護
夜間対応型訪問介護

【過去の指導事項】

- サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算①

【問題点】

事業所全体の研修計画は作成しているが、従業者ごとの個別計画が作成されていない。

【指導内容】

全ての従業者に個別具体的な研修計画（目標、内容、研修期間、実施時期等）を作成してください。

事業所全体の研修計画のみ作成していた事例がありました。研修計画は「従業員ごと」に個別具体的に作成してください。

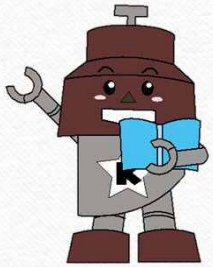

川口市のマスコット「きゅぽらん」

サービス提供体制強化加算②

【問題点】

利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議について、全ての従業員が参加していない。

【指導内容】

会議（おおむね月１回以上）は、全ての従業者が参加し、会議の概要を記録してください。

会議はいくつかのグループに分けて開催することも可能です。

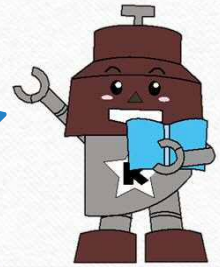

川口市のマスコット「きゅぽらん」

居宅介護支援

居宅介護支援

【過去の指導事項】

- 居宅介護支援費
- 運営基準減算
- 特定事業所集中減算
- 特定事業所加算
- 入院時情報連携加算
- 退院・退所加算（Ⅰ）ロ・（Ⅱ）ロ・（Ⅲ）

居宅介護支援費

【問題点】

居宅介護支援費（Ⅰ）について、介護支援専門員１人あたり（常勤換算）の取扱件数が４０件以上の部分を算定している。

【指導内容】

取扱件数を超える場合には、居宅介護支援費（Ⅱ）又は居宅介護支援費（Ⅲ）を算定してください。

取扱件数の算定方法

$$\frac{\text{要介護の利用者数（月末に給付管理を行っている者）＋（委託を受けた要支援者の数÷2）}}{\text{介護支援専門員数（常勤換算方法）}}$$

運営基準減算

【問題点】

① 居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、所定の内容を文書を交付して説明を行っていない。

② 居宅サービス計画の変更について、サービス担当者会議を開催していない。

③ 居宅サービス計画の作成について、アセスメントを実施していない。

④ モニタリングを実施していない。

⑤ 居宅サービス計画の新規作成及び変更を行っていない。

②～⑤については、特に、区分変更の際や誤った判断で軽微変更としてしまった場合などに多く事例があります。
次のスライドで詳しく説明していきます。

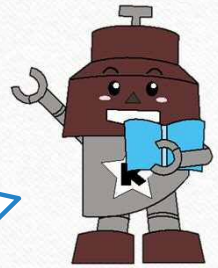

川口市のマスコット「きゅぽらん」

居宅介護支援

運営基準減算

① 利用開始時の説明

居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、以下の内容について文書を交付して説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

1. 利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること
2. 利用者は居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること
3. 説明を行う日前６月間に事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護等がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、説明を行う日前６月間に事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等がそれぞれ提供された回数の内、同一事業所によって提供されたものの回数が占める割合

特に、「3」については、令和3年度介護報酬の改定により新たに追加された事項になります。
記載方法が適切でない等で指導となる事例が見受けられますので注意してください。
具体的な記載の仕方は次のとおりです。

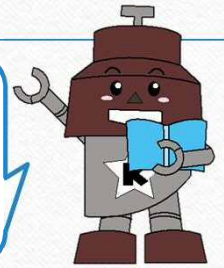

川口市のマスコット「きゅぽらん」

居宅介護支援

運営基準減算

① 利用開始時の説明

例えば、右記のように重要事項説明書等に記載し、訪問介護等の割合等を把握できる資料を別紙として作成し、居宅介護支援の提供の開始において示すとともに説明することが考えられます。

※「前6月間」については、毎年度2回、次の期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とする。
①前期（3月1日から8月末日）
②後期（9月1日から2月末日）

＜例＞

※重要事項説明書

第●条　当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

※別紙

別紙

① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護　●%
通所介護　●%
地域密着型通所介護　●%
福祉用具貸与　●%

② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	○○事業所　●%	□□事業所　●%	△△事業所　●%
通所介護	△△事業所　●%	××事業所　●%	○○事業所　●%
地域密着型通所介護	□□事業所　●%	△△事業所　●%	××事業所　●%
福祉用具貸与	××事業所　●%	○○事業所　●%	□□事業所　●%

居宅介護支援

運営基準減算

② ケアプランの新規作成及び変更

居宅サービス計画の新規作成及びその変更に当たっては、次の場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

1. 事業所の介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合
2. 事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議の開催等を行っていない場合（やむを得ない事情がある場合を除く。）
3. 事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合

居宅介護支援

運営基準減算

③　サービス担当者会議等の開催

事業所の居宅介護支援専門員が、以下の場合において、サービス担当者会議等を行っていないときには、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

1. 居宅サービス計画を新規に作成した場合
2. 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
3. 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

④　モニタリング

ケアプランの作成後、モニタリングの実施に当たっては、次の場合にその月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

1. 事業所の介護支援専門員が1月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合（特段の事情がある場合を除く。）
2. 事業所の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合（特段の事情がある場合を除く。）

居宅介護支援

運営基準減算

※暫定ケアプランの作成

特に、以下の場合には要介護度が確定していないため、暫定のケアプランを作成する必要があります。

①被保険者が新規に要介護等認定の申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合

②要介護等認定者が区分変更申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービス利用する場合

③要介護等認定者が更新申請を行い、認定結果が更新前の認定有効期間中に確定しない場合

※　暫定のケアプランを作成する場合でも、一連の業務は必ず必要になります。

① 要介護度が確定してからケアプランの作成を含む一連の業務を実施している
② とりあえず、暫定のケアプランを作成したが、それ以外の業務は要介護度が確定してから実施している

などの事例がありました。

介護サービスはケアプランに沿って提供されるものであり、上記の場合は、ケアプランが作成されていないものとみなされ運営基準減算になりますので注意してください。

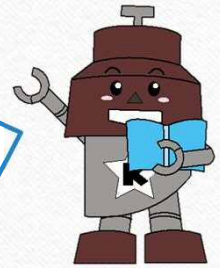

川口市のマスコット「きゅぽらん」

居宅介護支援

運営基準減算

※ケアプランの軽微な変更について

ケアプランを変更する際には、原則として、ケアプラン作成にあたっての一連の業務を行う必要があります。

ただし、利用者の希望による軽微な変更（サービス提供日時の変更等）を行う場合には、この必要はないものとされています。

軽微な変更の取扱いについては、

「居宅介護支援等に係る書類・事務手続や業務負担等の取扱いについて（令和3年3月31日老介発0331第1号ほか）／介護保険最新情報Vol.959」

において例示されていますので参考としてください。

ただし、ケアプランの変更に当たっては、原則としては、一連の業務を行う必要があることを忘れないでください。
容易に事業所で軽微な変更と判断することは適切でなく、少しでも不安に感じる場合には、必ず、各保険者に相談してください。

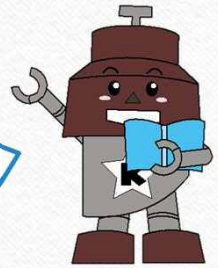

川口市のマスコット「きゅぽらん」

特定事業所集中減算

【問題点】

所定の判定書類が作成されていない。

【指導内容】

毎年度２回、「居宅介護支援事業所特定事業所集中減算計算書」を作成し、保管してください。

なお、特定の事業所の割合が８０％を超えた場合は、介護保険課に届け出てください。

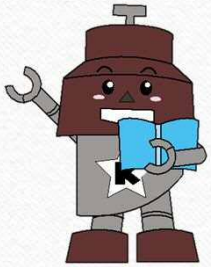

川口市のマスコット「きゅぽらん」

特定事業所加算①②

【問題点】

①　基準の遵守状況に関する所定の記録を作成していない。

②　介護支援専門員ごとに個別の研修計画が作成されていない。

【指導内容】

①　毎月末までに所定の記録を作成し、保管してください。

②　全ての介護支援専門員に個別具体的な研修計画（目標、内容、研修期間、実施時期等）を作成してください。

研修計画は介護支援専門員を兼務している法人代表、役員、管理者についても忘れずに作成してください。

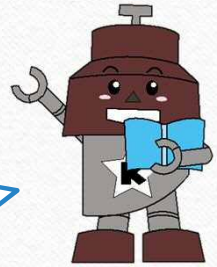

川口市のマスコット「きゅぽらん」

問題です！

【○×問題】 特定事業所加算③

事例検討会を実施すれば、計画を定めなくても良い。

？　？　？　？　？

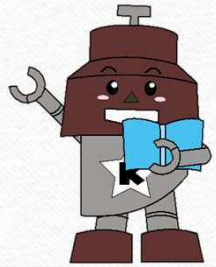

川口市のマスコット「きゅぽらん」

正解は･･･

×

事例検討会等の内容、実施時期、共同で実施する他事業所等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めてください。

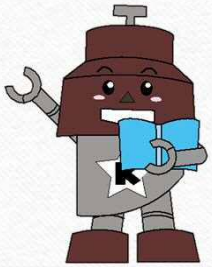

川口市のマスコット「きゅぽらん」

入院時情報連携加算

【問題点】

病院の職員に対して、必要な情報を提供していない。

【指導内容】

情報提供を行った日時、場所、内容、提供手段等について、居宅サービス計画等に記録してください。

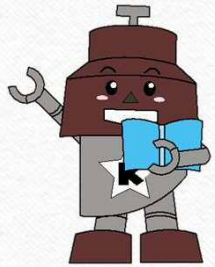

川口市のマスコット「きゅぽらん」

退院・退所加算（Ⅰ）ロ・（Ⅱ）ロ・（Ⅲ）

【問題点】

カンファレンスの要件を満たしていない。

【指導内容】

診療報酬の算定方法別表第一医療診療報酬点数表の退院時共同指導料２の注３の要件を満たしたカンファレンスの場合に算定してください。

カンファレンスの要件を満たしていないにもかかわらず算定している事例が見受けられます。
特に病院又は診療所のカンファレンスについて、指導が多く見受けられますので注意してください。

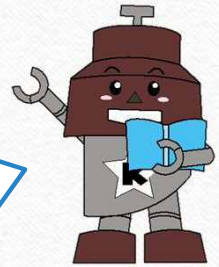

川口市のマスコット「きゅぽらん」

居宅介護支援

退院・退所加算

①病院又は診療所
②地域密着型介護老人福祉施設
③介護老人福祉施設
④介護老人保健施設
⑤介護医療院

→ 退院又は退所 → 病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受ける → ケアプラン作成 → 居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整

	カンファレンスによる情報収集	面談による情報収集	合計訪問回数
退院・退所加算（Ⅰ）イ	—	1回	1回
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	1回	—	1回
退院・退所加算（Ⅱ）イ	—	2回以上	2回以上
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	1回以上	1回	2回以上（注）
退院・退所加算（Ⅲ）	1回以上	2回以上	3回以上

※ 同一日に複数回面談又はカンファレンス参加した場合でも1回として算定。
（注）カンファレンス2回以上、面談0回でも可

居宅介護支援

退院・退所加算　カンファレンスの要件について

カンファレンスに参加した場合は、カンファレンスの日時、開催場所、出席者、内容の要点等について居宅サービス計画等（居宅介護支援経過（第5表）等）に記録し、利用者又は家族に提供した文書の写しを添付すること。

①病院又は診療所
退院時共同指導料2の注3の要件を満たすもの

入院中の医療機関の医師又は看護師等

＋

○以下のうちから3者以上
- 在宅療養担当医療機関の医師又は看護師等
- 歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士
- 保険薬局の保険薬剤師
- 訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士
- 介護支援専門員
- 相談支援専門員（障害者総合支援法）

＝

計4者以上参加のカンファレンス

②地域密着型介護老人福祉施設
（※従業者・入所者又はその家族が参加するものに限る。）
入所者への援助及び居宅介護支援事業者への情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議

③介護老人福祉施設
（※従業者・入所者又はその家族が参加するものに限る。）
入所者への援助及び居宅介護支援事業者への情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議

④介護老人保健施設
（※従業者・入所者又はその家族が参加するものに限る。）
入所者への指導及び居宅介護支援事業者への情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議

⑤介護医療院
（※従業者・入所者又はその家族が参加するものに限る。）
入所者への指導及び居宅介護支援事業者への情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議

終わりに

この動画では、居宅系サービスの報酬について、過去の指導した点を中心に説明しました。この動画で説明した以外にも重要な点、注意する点はたくさんあります。

告示、留意事項通知等に則って適切な運営を行い、今後もより良いサービス提供に努めていただきたいと思います。

また、**集団指導資料**には、介護保険課、長寿支援課、消防局、保健所、医療センター、埼玉労働局からの資料も掲載していますので、併せてご覧ください。

ご視聴ありがとうございました。

川口市のマスコット「きゅぽらん」